**６　学校法人等の行うことのできる収益事業の種類**

|  |
| --- |
|  |

平成21年３月31日

告示第344号

　（改正　令和７年３月28日告示第181号）

　私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第１項（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）の規定に基づき岩手県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第４項の法人の行うことのできる収益を目的とする事業の種類を次のように定め、学校法人の行うことのできる収益事業の種類（平成13年岩手県告示第253号）は、廃止する。

第１　私立学校法第19条第１項（同法第152条第６項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき岩手県知事の所轄に属する学校法人及び同条第５項の法人（以下「学校法人等」という。）の行うことのできる収益を目的とする事業（当該学校法人等の設置する学校の教育の一部として、又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、第２に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(１)　経営が投機的に行われるもの

(２)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条各項（第２項、第３項及び第12項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの

(３)　規模が当該学校法人等の設置する学校の状態に照らして不適当なもの

(４)　自己の名義をもって他人に行わせるもの

(５)　当該学校法人等の設置する学校の教育に支障のあるもの

(６)　その他学校法人等としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第２　収益事業の種類は、統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

(１)　農業、林業

(２)　漁業

(３)　鉱業、採石業、砂利採取業

(４)　建設業

(５)　製造業（武器製造業に関するものを除く。）

(６)　電気・ガス・熱供給・水道業

(７)　情報通信業

(８)　運輸業、郵便業

(９)　卸売業、小売業

(10)　金融業、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に関するものに限る。）

(11)　不動産業、物品賃貸業（建物売買業、土地売買業に関するものを除く。）

(12)　学術研究、専門・技術サービス業

(13)　宿泊業、飲食サービス業（料亭、酒場、ビヤホール及びバー、キャバレー、ナイトクラブに関するものを除く。）

(14)　生活関連サービス業、娯楽業（遊戯場に関するものを除く。）

(15)　教育、学習支援業

(16)　医療、福祉

(17)　複合サービス事業

(18)　サービス業（他に分類されないもの）

第３　収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。